

主 文

労働基準監督署長が、平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A市所在の会社B（以下「会社」という。）に採用され、システムエンジニアとして、担当する顧客ごとのプロジェクトにおけるシステムの開発、保守等の業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、「会社に行く」と言って家を出たまま行方が分からなくなり、同年○月○日にC市内の山中において、木の枝にロープをかけて首を吊った状態で発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成○年○月○日午後○時頃、直接死因：縊頸による窒息死、死因の種類：自殺」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神専門部会の意見書及びD医師の鑑定書においては、被災者に明らかな精神症状の出現や精神障害の発病を確認できるものが認められず、被災者が精神障害を発病したものとは認められない旨結論付けている。

これに対し、E医師は、被災者が会社関係者にやせた印象をもたれたこと、上司に以前とは違い仕事が雑という感想をもたれたことは、被災者にうつ病の発病を疑わせる変化であって、平成○年○月下旬にプロジェクトチームのリーダーとなったものの、当該職位に求められる仕事ができず、自責的になり、結果的にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病していた旨意見している。また、その発病時期は、プロジェクトチームのリーダーになった平成○年○月下旬から1か月ほど経過した同年○月下旬から○月上旬頃とするのが妥当であるとしている。

E医師の意見書にもあるように、本件のような被災者が専門の診療を受けていない事案については、認定基準において種々の情報を基に慎重な判断を求めているところ、当審査会としては、被災者の自殺に至る経過等を踏まえ、発病していたものとの結論を導いているE医師の意見は妥当であると判断する。

したがって、被災者は、平成○年○月下旬から遅くとも○月上旬頃までに、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病していたものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

被災者は、平成○年○月下旬頃、担当する3つのプロジェクトのうちのGプロジェクトにおいて、サブリーダーからリーダーの立場となり、プロジェクトの取りまとめや外部との折衝をするようになったことが認められる。

この出来事は、認定基準別表1の仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものである。

被災者がGプロジェクトにおけるプロジェクトリーダーの立場となった平成○年○月下旬頃以降の同プロジェクトの状況をみると、商品納品に向けた追い込み作業と商品の検証作業で大変忙しい時期に当たり、被災者は、他のプロジェクトメンバー共々休日出勤をしなければならない状況の中で、自身初めての経験となる親会社の担当者との折衝等を行ったことが確認できる。また、被災者は、担当する他の2つのプロジェクトの作業も並行してこなさなければならない状況にあったことも認められる。

さらに、上記出来事に関連する期間の被災者の時間外労働時間数をみると、被災者がプロジェクトリーダーの立場となった直後の平成○年○月○日ないし○日からの1か月における時間外労働時間数は、108時間54分ないし125時間7分に及んでいる。その1か月前が約66時間ないし85時間、2か月前が約20時間ないし38時間であったことからすると、時間外労働

時間数が大幅に増加していることが認められる。

以上のとおり、被災者は、担当する3つのプロジェクトのうちの1つにおいてサブリーダーからリーダーの立場となって相応の責任が生ずるとともに、過去に経験したことのないプロジェクトの取りまとめや親会社の担当者との折衝等の業務を行うこととなった。また、他の2つのプロジェクトの作業も並行してこなさなければならない中、仕事量が著しく増加して時間外労働時間数も100時間を超える状況となり、業務遂行に多大な労力を費やしたものと認められる。したがって、当審査会としては、この出来事による心理的負荷の総合評価は「強」に該当するものと判断する。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

夫婦間にある程度の不和が存在していたことがうかがわれるものの、その心理的負荷の強度は「I」であり、業務以外の心理的負荷による発病とは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、被災者の本件疾病の発病は、業務による強度の心理的負荷によるものと認められ、被災者の自殺は、本件疾病によって正常な認識、行為選択能力や自殺を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥っている中でのもものと推定されることから、被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であって、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。